

沖縄県予算編成支援システム更改に係る
情報提供依頼書

令和6年8月

沖縄県総務部財政課

目 次

1 情報提供依頼の趣旨	1
2 情報提供依頼事項	1
3 対応窓口・資料の提出方法など	1
3.1 対応窓口	1
3.2 資料の提出方法等	2
4. 注意事項	2

1 情報提供依頼の趣旨

現在、沖縄県においては予算編成支援システムの更改を検討しています。つきましては、専門的知見や豊富な経験を有する事業者から「2 情報提供依頼事項」に示した内容について、情報提供をお願いいたします。ご提供いただきました情報は、令和8年度10月から稼働を予定している新システムの計画や調達内容を検討する際の参考情報として活用いたします。積極的な情報提供の程、よろしくお願いいたします。

2 情報提供依頼事項

以下の事項について、情報提供をお願いいたします。

事業者様回答様式		情報提供を依頼する目的
様式1	参考見積	・次期システムの予算要求に向けた見積の取得
様式2	質問書	・本RFIに関する疑義、質問などの受付、回答
様式3	情報提供依頼事項・仕様書指摘事項一覧	・仕様書の最終化に向けた、事業者様への情報提供依頼及び仕様書への指摘事項の確認
様式4	開発実績表	・実績（都道府県/政令市/特別区等）の確認
様式5	運用保守実績表	
様式6	ソフトウェア一覧	・ソフトウェア製品の概要、目的・役割の確認
様式7	ハードウェア構成	・ハードウェア構成の確認
様式8	開発環境、サーバ環境	・開発、研修、運用において県で準備する必要があるスペース（会議室、サーバールーム）や什器などの確認
様式9	構築スケジュール案	・スケジュールの妥当性の確認
—	【様式任意】 その他、本県にとって有益な提案	・事業者様からの有益な提案（機能・方式など）について、次期システムでの採用可否を検討
別紙1	機能要件一覧	・パッケージ仕様との適合率、非適合要件（カスタマイズ仕様など）の確認 ・カスタマイズの対応可否検討のための規模感（工数・金額）の確認
別紙2	帳票要件一覧	

3 対応窓口・資料の提出方法など

本RFIに関する対応については、以下のとおりです。

3.1 対応窓口

- (1) 担当者：沖縄県総務部財政課 担当 新崎
- (2) 所在地：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 6階

- (3) 電話 : 098-866-2095
- (4) E-mail : aa006009@pref.okinawa.lg.jp

3.2 資料の提出方法等

(1) 電子メールの場合

3.1 に記載する E-mail アドレスに資料を添付し、提出社名又は機関等（共同企業体の場合は代表企業）の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し送信して下さい。件名は「予算編成支援システム再構築検討に係る情報提供について」として下さい。10MB を超えるファイルはメールでは直接受け取れませんので、その旨メールにてご連絡ください。

(2) 郵送・持参の場合

資料については任意様式（A4 用紙）で日本語により作成の上、書類により 2 部提出するほか、同内容を記載した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を併せて、3.1 に記載する提出先に提出社名又は機関等（共同企業体の場合は代表企業）の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出してください。

(3) 提出期限

令和 6 年 9 月 13 日（金）17:00 までに提出してください。

(4) 本 RFI に関する質問及び回答

「様式 2 質問書」に質問内容を記載し、3.1 に記載する照会先に E-mail アドレスにてお問い合わせください。メールの件名は「予算編成支援システム RFI に関する質問」としてください。郵送は不可とします。

質問受付期間：令和 6 年 8 月 23 日（金）～ 令和 6 年 8 月 30 日（金）

寄せられた質問に対する回答については、ご質問いただいたメールに返信及びホームページにて公開します。

4. 注意事項

- (1) 本 RFI に関して情報提供のあった事業者に対して、将来のシステムを調達することを保証するものではありません。また情報提供を辞退した事業者について不利益に扱うこともありません。
- (2) ご提供いただいた情報については、「1 情報提供依頼の趣旨」に示した目的のために当県組織内及び「沖縄県予算編成支援システム更改に係る検討支援業務委託」を受託したグラビス・アーキテクト株式会社で利用させていただきます。提供者に断りなく第三者へ開示することはいたしません。
- (3) ご提供いただいた情報・資料につきましては返却いたしません。
- (4) ご提供いただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

以上